

# 埼玉整三二情報

平成 31 年 2 月 25 日  
公益社団法人  
埼玉県柔道整復師会  
(総務部)

## 総務部 理事会「会議メモ」

平成 30 年 6 月 22 日 (金) 第 3 回理事会

第 1 号議案「新入会者承認の件について」 3 名が承認可決。

第 2 号議案「市民公開講座(健康フェスタ)開催の承認の件について」 承認可決。

第 3 号議案「平成 31 年度定時総会の承認の件について」本会会館にて開催承認可決。

第 4 号議案「浦和支部役員について」浦和支部長から、副支部長 2 名、会計 1 名の 3 名が追加役員として推薦の届出があり承認可決。

○業務執行理事による報告事項

平成 30 年 9 月 21 日 (金) 第 4 回理事会

第 1 号議案「70 周年記念式典について」 承認可決。

式典当日の来賓祝辞、会員表彰「特別功労賞等の検討」、会費については無料とすることで承認可決。

平成 30 年 11 月 30 日 (金) 第 5 回理事会

第 1 号議案「平成 31 年度事業計画・予算について」事業計画及び収支予算については、定款第 4 1 条、理事会運営規則第 1 4 条 (1) リ、経理規程第 3 章収支予算に基づいて会長が作成し、理事会の承認を得て確定することとなっています。平成 31 年度事業計画並び予算については、経費削減対策の継続はもとより運用資金の適正使用そして今後、本会会館の多角的・機能的活用への検討。

第 2 号議案「関東学会論文選考について」朝霞支部・大瀧晃会員「成長痛の症例報告」の論文が決定。

第 3 号議案「ホストコンピュータについて」平成 31 年 3 月でリース、ハード交換時期となりリプレース並び新規導入していくことで承認可決。

平成 31 年 1 月 18 日 (金) 第 6 回理事会

第 1 号議案「新入会者承認の件について」 1 名が承認可決。

第 2 号議案「平成 31 年度事業・予算について」継続審議。

第 3 号議案「70 周年記念式典について」人数が予想以上に多いため予算的に不足する可能性が出ています。したがって特定資産の積立金を補てんすること承認可決。

第 4 号議案「特定費用準備資金等について」特定資産準備金の第 6 条 3 項により、変更並び取崩をしていくことで承認可決。

平成 31 年 2 月 15 日 (金) 第 7 回理事会

第 1 号議案「平成 31 年度事業計画について」定款第 4 条並び公益認定事業申請に基づき基本姿勢をもとに承認可決。

第 2 号議案「平成 31 年度予算について」経常収益並び経常支出は前年度比較し減にて計上。承認可決。

第 3 号議案「選挙管理委員会設置について」支部から推薦があり 2 月 22 日に委嘱式を開催していくことで承認可決。

第 4 号議案「職員について」3 月末にて職員が退職することにより、臨時職員を職員に採用していくことで承認可決。

◎災害協定について(埼玉県知事と公益社団法人埼玉県柔道整復師会

災害時の柔道整復師救護活動に関しての)締結式が平成 30 年 11 月 13 日 (火)

午後 1 時 30 分に県庁医療整備課部長室にて行なわれた。渡邊会長から県民の安心と安全を確保するため広域的な災害や大規模災害に備える協力をしていく旨伝えた。

(医療整備課本多部長・渡邊会長)

◎社団法人設立 70 周年記念式典・祝賀会

2 月 11 日 (祝・月) パレスホテル大宮ローズルームにて開催された。

来賓には上田埼玉県知事、清水さいたま市長、衆・参議員、金井医師会長、県議会議員、一般来賓、全国柔整業界の皆様にご出席を賜りご祝辞をいただきました。また、総勢 430 名(内会員 270 名)のご列席の



もと表彰式そして祝賀会が盛大に執り行われました。



渡邊会長



上田埼玉県知事



清水さいたま市長



新藤元総務大臣  
衆議院議員



金井医師会長



柴山文部科学大臣  
衆議院議員



三ッ林衆議院議員



古川参議院議員



工藤日整会長

## 保険部

① 保険者の不適切な被保険者照会等に係る事例の提出について

厚生労働省の関係通知に照らして保険者の不適切な患者照会等の事例に該当すると判断された場合「不適切な」具体的内容と裏付けとなる書類を必ず添付して本会に提出して下さい。本会にて精査ののち厚生労働省に提出することとなります。なお共済組合は対象外です。

② 違法広告に関する「医療機関ネットパトロール」の活用について

柔道整復業界における違法広告は目に余る状況であり、現在、厚生労働省の検討会において、ガイドライン等の検討を行っているところです。また、厚生労働省の委託事業としてインターネット上に医療機関のウェブサイトにおける不適切な広告を監視する「医療機関ネットパトロール」が設置され通報を受けるシステムができております。違法広告等を発見した場合、当該システムを活用してください。

○「医療機関ネットパトロール」URI : <http://iryoukoukoku-patroll.com/>

〃 電話 : 03-3293-9225

※なお、受付けた情報に関する照会や相談には対応しないとされております。

③ 柔整審査会における柔道整復師への面接確認について

全国健康保険協会、都道府県知事と都道府県国民健康保険団体連合会に設置される柔道整復療養費審査委員会において、柔道整復療養費支給申請書の審査にあたり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができることとされ柔整審査会の適正な審査が実施される。なお、この面接確認は柔整審査会が審査業務の一環として実施するものであり、地方厚厚生(支)局及び都道府県が行う指導監査業務とは異なります。

※面接確認の実施理由 ○請求内容の作為性の確認 ○請求内容の不正又は著しい不当の確認 ○改善報告を求めても、改善が認められない ○その他の面接確認の必要がある。

※面接確認の結果、申請書の不正又は著しい不当の事実が認められた場合は書類(複数患者の事例)を添えて保険者等、地方厚生(支)局又は都道府県知事に情報提供するとともに必要に応じて公表する。

④ 支給申請書・施術録について

平成 30 年 6 月 1 日から療養費の算定基準一部改正並びに平成 31 年 5 月 1 日から新元号となることから、6 月 1 日施術分から新様式を使用することとなります。旧様式については当分の間(2 か月程度)取り繕って使用することができます。

## 行事予定

○顧問医相談日・県民相談日	日 時	31. 3. 13(水)	午後 1 時～
○日整学術大会茨城大会	日 時	31. 3. 10(日)	つくば国際会議場
○スキルアップ講習会	日 時	31. 3. 16(土)	午後 7 時から本会会館
○定時総会	日 時	31. 5. 19(日)	午前 10 時から本会会館
○埼玉柔道大会	日 時	31. 5. 26(日)	深谷ビクターホール